

公益社団法人 前橋青年会議所運営規程

第1章 総 則

第1条 本運営規程は公益社団法人前橋青年会議所の運営の円滑を期し、その目的達成を容易ならしめる為、本会議所定款に基づき組織運営等に関し原則を定める。

第2章 理 事 会

第2条

1. 理事会の開催日時の決定は理事会に於いて行う。
2. 理事会が必要と認めた場合は会員も出席して意見を述べることができる。

第3条 理事会は定款に定める事項の他次の事項に就いて審議する。

- (1) 委員会より提案された事項
- (2) 日本青年会議所より指示された事項
- (3) その他必要な事項

第3章 本 部 会

第4条

1. 本部会は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、室長及び理事長が委嘱する正会員をもって構成する。
2. 本部会は、総会または理事会の委任を受け、理事会提出議題の検討、審議をするとともに各室並びに各委員会の連絡調整を行う。
3. 本部会で、審議決定された事項は、直後の理事会にこれを報告し、承認を受けなければならない。
4. 本部会は、理事長の招集により毎月1回以上開催する。
5. 本部会の定足数はその構成員の3分の2以上とし、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第4章 例 会

第5条

1. 例会は毎月1回以上これを開催し日時及び内容は理事会に於いて決定する。

- (1) 例会は文書をもって通知する。
- (2) 例会は理事長がこれを主宰し各種の行事を行う。
- (3) 例会は国旗及びJC旗を掲げ開会の際にJCソング斉唱、宣言文朗読及び綱領の唱和を行い、次に掲げる報告等を行う。閉会の際には「若い我等」を斉唱する。

イ 理事会及び委員会報告

ロ ブロック協議会・地区協議会及び日本JCに関する報告

ハ 新入会員並びに準会員の紹介

ニ その他の報告

- (4) 例会の設営は会員委員会がこれを担当する。

2. 例会を欠席した正会員は、次の例会の開催日まで下記に下記の事業に出席することにより、欠席した例会の振替にできる。但し、会員委員長に報告し、承認を得なければならない。

- (1) JCI・日本JC・地区協・ブロック協が主催する行事
- (2) 各地JC例会、承認証伝達式及び記念式典
- (3) その他、理事会において決定された事業

第5章 室及び委員会

第6条

1. 定款 42 条に基づき、理事長は本会議所の目的に沿って必要と思われる室及び委員会を理事会の承認を得て設ける。
2. 委員会はその性格、内容等に応じて、室に分別することができる。
3. 理事長が必要と認めた場合、理事会の承認を得て室及び委員会に拘束されないプロジェクトチームを設けることができる。

第7条

1. 委員会は、委員長1名、副委員長1以上及び委員若干名をもって構成する。
2. 委員長は正会員の中から理事長が委嘱する。
3. 正副理事長、直前理事長、顧問、専務理事、資格担当理事、室長及び監事を除く正会員はすべて何れかの委員会に属さなければならない。委員会の所属の決定は会員の希望を勘案して理事会にて行う。

第8条 各委員会の運営方法及び業務分掌は、規則でこれを定める。

第6章 事務局

第9条

1. 事務局は総務委員会が統轄する。事務局長は総務委員長が兼務することができる。
2. 事務局の運営方法及び事務分掌は規則でこれを定める。

第7章 会計、経理

第10条 本会の会計を処理するために理事1名を会計担当とする。

第11条 各委員会の支出は各委員長が所定の支払伝票に捺印の上事務局を経て会計担当理事に提出する。

第12条 各委員会において予算外の支出を必要とする時は理事会の承認を得なければならない。

第13条 各委員会において収益を生じた場合は理事会に報告しその収益金を本会計に繰入れるものとする。

附 則

本規程は公益社団法人設立の登記の日から施行する。